東京産業保健総合支援センター研修案内(平成28年11月~平成29年1月)

◇研修のお申し込みは、当センターのホームページから直接申し込むことができます。

◇当センターが主催する研修は、すべて無料で受講できます。

◇研修は当センターの研修室で開催しています。会場が異なる場合は表記いたしますのでご注意ください。

〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 日本生命三番町ビル3F TEL:03-5211-4480 FAX:03-5211-4485

URL=http://www.tokyos.johas.go.jp

◆認定産業医研修◆

※基礎研修は実施しておりません。認定証をお持ちの産業医の方が対象の研修です。

日時	テーマ	講	師	単位	定員
	ストレスチェック制度のあらましと、長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導の実施に関する研修 改正労働安全衛生法により平成27年12月1日に施行された「ストレスチェック制度」では、一定の条件を満たす労働者に対し医師による面接指導を実施することが事業者に義務付けられています。 本研修ではストレスチェック制度のあらましと、平成27年11月に厚生労働省から公表された「長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する報告書・意見書作成マニュアル」を基に高ストレス者の面接指導の実施方法、「面接指導結果報告書」「就業上の措置に係る意見書」の記載方法等について解説します。	山口	直人	生涯·更 新2	70
11月18日(金)	職場のメンタルヘルスにおける依存症				
14:00~16:00	人は、気持に余裕がなくなるとストレス発散なのか嗜癖に陥り易いものです。例えば、アルコール、薬物、異性やギャンブルなどに。職場のメンタルへルス問題の背景にも、依存(症)が隠されているかもしれません。一緒に依存症を概観し、症例を考えてみましょう。	長尾	博司	生涯・ 専門2	70
11月29日(火)	ストレスチェック制度の課題と期待				
	法制化された「ストレスチェック制度」運用の開始は、相談支援体制構築の推進、セルフケア (一次予防)の拡充、職場改善の一助となり得るなど大きな期待がある。一方で、自記式で評価には限界があること、従来からのメンタルヘルスチェックとの整合性、二次予防・三次予防との連携の複雑化、非受検者や高ストレス者で面接非希望労働者のリスク管理、制度導入による費用対効果が不明、産業医の業務負担など多くの懸念材料がある。 実際に初めて経験した産業医(経験していない産業医も含め)が一堂に会して、グループ形式で意見交換しながら、次回のストレスチェック実施に向けて、より適切な対応構築を目指すものである。ストレスチェック制度のみならず、産業医が職場でのメンタルヘルス活動にどう関わっていくのか検討することで、当日の参加者相互の情報交換・理解を促進させたい。	大西	守	生涯・ 実地2	40
12月1日(木)	職域における救命救急措置		£0.77		
14:00~16:00	職場で従業員が心肺停止状態になった場合、いかに速やかに適切な救命救急措置を行うかが大切です。この研修では、職場で人が倒れた場合を想定し、心肺蘇生に関する基礎的な知識を学ぶとともに、人体模型を用いて実際に心肺蘇生法体験を行います。同時に、3D解析ツールにてご自身の心肺蘇生法が適切に機能しているかどうかを測定いたします。また各種AEDの使用方法に関する研修も行い、職場で救命救急対応ができる知識とスキルを学んで頂きます。 (産業医・保健師・看護師・人事労務・衛生管理者共通研修)	学会 急研3	全業衛生 職域救 公会 一郎、堀	生涯·実 地1 生涯·専 門1	10
12月2日(金)	作業環境測定方法				
	本研修は、産業医が毎月1回行うことになっている「職場巡視に役立てる」を主眼に、「デジタル粉じん計」や有機溶剤等有害ガスや事務所の一酸化炭素測定に用いられる「検知管」 それに局所排気装置の性能検査で使われる「スモークテスター」「熱線風速計」等の実習を行います。	市川岩崎		生涯・ 実地3	30
12月6日(火)	産業保健と法⑤~安全配慮義務~	, .			
14:00~16:00	電通事件や東芝(うつ病)事件といった著名な判例を踏まえながら、安全配慮義務の全体像を見直していきます。	弁護士西園寺	:直之	生涯・ 専門2	70
12月8日(木)	健康診断事後措置の具体的事例~ケースカンファレンス~				
14:00~16:00	健康診断の事後措置について、「就業に関する医師等の意見」に焦点をあて、その解説に加えて事例のグループ討議を行います。産業医がどのように事後措置へ関るのかの理解を深めることを目的にした研修です。	竹田	透	生涯・ 実地2	40

12月9日(金)	労働災害発生への対処				
14:00~16:00	職業病や過労死等を含む労働災害の発生に際して、事業者が何にどのように対処するのかを考えることにより、産業医活動への取組みの意義を学びます。	石井	義脩	生涯·専 門2	70
12月13日(火)	改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について				
14:00~16:30	平成27年12月より施行となりましたストレスチェック制度について、実施者となる産業医の方を対象にストレスチェック制度の概要、基本的な知識、実施方法、面接指導、不利益取扱い、情報管理等について解説します。 ※本研修の研修時間は2.5時間(午後2時00分~午後4時30分)です。	古山	善一	生涯•更 新2.5	70
12月19日(月)	労基法・安衛法・労災保険法における視点と相違点				
14:00~16:00	過重労働対策を中心に、各法制度の特徴を明らかにして労務管理・健康管理上の留意点 を検討したいと思います。	飯島	正三	生涯·専 門2	70
12月20日(火)	ストレスチェック制度のあらましと、長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導の実施に関する研修				
14:00~16:00	改正労働安全衛生法により平成27年12月1日に施行された「ストレスチェック制度」では、 一定の条件を満たす労働者に対し医師による面接指導を実施することが事業者に義務付けられています。	-1- .1.	*	生涯・更	70
	(1500年) ます。 なす。 なす。 本研修ではストレスチェック制度のあらましと、平成27年11月に厚生労働省から公表された 「長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する報告書・意見書作成マニュアル」を基に 高ストレス者の面接指導の実施方法、「面接指導結果報告書」「就業上の措置に係る意見 書」の記載方法等について解説します。	ΔШ	善一	新2	70
12月22日(木)	ストレスチェック制度のあらましと、長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導の実施に関する研修				
14:00~16:00	母の美地に関する頃間を 改正労働安全衛生法により平成27年12月1日に施行された「ストレスチェック制度」では、 一定の条件を満たす労働者に対し医師による面接指導を実施することが事業者に義務付けられています。 本研修ではストレスチェック制度のあらましと、平成27年11月に厚生労働省から公表された 「長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する報告書・意見書作成マニュアル」を基に 高ストレス者の面接指導の実施方法、「面接指導結果報告書」「就業上の措置に係る意見 書」の記載方法等について解説します。	内田	和彦	生涯·更 新2	70
1月10日(火)	ストレスチェック制度のあらましと、長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導の実施に関する研修				
14:00~16:00	改正労働安全衛生法により平成27年12月1日に施行された「ストレスチェック制度」では、一定の条件を満たす労働者に対し医師による面接指導を実施することが事業者に義務付けられています。 本研修ではストレスチェック制度のあらましと、平成27年11月に厚生労働省から公表された「長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する報告書・意見書作成マニュアル」を基に高ストレス者の面接指導の実施方法、「面接指導結果報告書」「就業上の措置に係る意見書」の記載方法等について解説します。	土屋	譲	生涯·更 新2	70
1月17日(火)	改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について				
14:00~16:30	平成27年12月より施行となりましたストレスチェック制度について、実施者となる産業医の方を対象にストレスチェック制度の概要、基本的な知識、実施方法、面接指導、不利益取扱い、情報管理等について解説します。 ※本研修の研修時間は2.5時間(午後2時00分~午後4時30分)です。	古山	善一	生涯•更 新2.5	70
1月24日(火)	海外勤務者の健康管理				
14:00~16:00	海外の職場では国内とは異なる健康問題が存在するため海外勤務者を抱える企業では、この集団に特化した健康管理体制の構築が求められています。本研修会では海外の職場における健康問題とその対策について解説をいたします。	濱田	篤郎	生涯・ 専門2	70
1月31日(火)	ストレスチェック制度のあらましと、長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導の実施に関する研修				
14:00~16:00	改正労働安全衛生法により平成27年12月1日に施行された「ストレスチェック制度」では、 一定の条件を満たす労働者に対し医師による面接指導を実施することが事業者に義務付けられています。		1 4	生涯·更	_
	おんしているす。 本研修ではストレスチェック制度のあらましと、平成27年11月に厚生労働省から公表された 「長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する報告書・意見書作成マニュアル」を基に 高ストレス者の面接指導の実施方法、「面接指導結果報告書」「就業上の措置に係る意見 書」の記載方法等について解説します。	古山	善一	新2	70

◆保健師・看護師研修◆

※産業看護実力アップコースの単位取得可能な研修会は平成26年9月末で一旦終了となっております。

日時	テーマ	講師	単位	定員
11月8日(火)	改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について			
14:00~16:30	平成27年12月より施行となったストレスチェック制度について、実施者となる保健師等及び 実施事務従事者となる人事労務担当者、衛生管理者等を対象にストレスチェック制度の概 要、基本的な知識、実施方法、面接指導、不利益取扱い、情報管理等について解説しま す。	菅野 由喜子	単位なし	30
	%ストレスチェックの実施者は医師、保健師のほか一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士とすることが適当とされておりますが、本研修は看護師、精神保健福祉士が実施者となるための一定の研修ではありませんので、ご注意ください。 ※本研修の研修時間は2.5時間(午後2時00分~午後4時30分)です。 (保健師・看護師・人事労務・衛生管理者共通研修)	BJ WB J	72.80	00
11月15日(火)	職場の保健指導の実践と評価 【参加型研修】			
	ストレスチェック制度において医師面接指導が必要と通知されても申し出ない労働者についての相談対応や補助面談、また職場環境改善に向けての保健指導面接などに適切な保健指導が期待されています。そこで、あらためて職場における保健指導の役割を考えます。そして、保健指導を職場で実施する際の留意事項や実施後の評価について話し合います。	飯島 美世子	単位なし	40
11月17日(木)	職場における救急体制			
14:00~16:00	職場における様々な救急処置について注意点を解説するほか、救急体制づくりに必要となる重点項目を学習することができる研修会です。AED実習がありますので動きやすい服装でご参加ください。 (保健師・看護師・人事労務・衛生管理者共通研修)	高山 俊政	単位なし	20
11月22日(火)	「化学物質のリスクアセスメント」の義務化について			
	平成28年6月より改正労働安全衛生法により施行された「化学物質のリスクアセスメント」の 義務化について、法改正の内容、事業場における対応、コントロールバンディングとは?、 個人ばく露濃度測定等を中心に、保健師、看護師、人事労務担当者、衛生管理者等を対 象に「化学物質のリスクアセスメント」について解説します。 ※本研修の研修時間は2.5時間(午後2時00分~午後4時30分)です。 (保健師・看護師・人事労務・衛生管理者共通研修)	市川 英一	単位なし	30
11月24日(木)	治療と職業生活の両立支援の現場から			
14:00~16:30	では来生活の同立又接の現場から	古山 善一 看護師 菅野 由喜子 社会保験分務士 根岸 純子	単位なし	30
12月1日(木)	職域における救命救急措置	+		
	職場で従業員が心肺停止状態になった場合、いかに速やかに適切な救命救急措置を行うかが大切です。この研修では、職場で人が倒れた場合を想定し、心肺蘇生に関する基礎的な知識を学ぶとともに、人体模型を用いて実際に心肺蘇生法体験を行います。同時に、3D解析ツールにてご自身の心肺蘇生法が適切に機能しているかどうかを測定いたします。また各種AEDの使用方法に関する研修も行い、職場で救命救急対応ができる知識とスキルを学んで頂きます。 (産業医・保健師・看護師・人事労務・衛生管理者共通研修)	内田 和彦 日本産業領域 急研究会郎 南浩直人 加直 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	単位なし	10
12月15日(木)	メンタルヘルス不調者に寄り添う仕事③~ストレスチェック時代のセルフケア~			
	ストレスチェック時代のセルフケアは、より早めの一次予防が求められています。 セルフケアを個人の問題とせず、ストレス対処を楽しく実践するコツを紹介します。 精神保健福祉士の視点から、職場全体で取り組むセルフケアの考え方を伝授します。 (保健師・看護師・人事労務・衛生管理者共通研修)	精神保健福祉士重山 三香子	単位なし	30

1月5日(木)	改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について			
14:00~16:30	平成27年12月より施行となったストレスチェック制度について、実施者となる保健師等及び 実施事務従事者となる人事労務担当者、衛生管理者等を対象にストレスチェック制度の概要、基本的な知識、実施方法、面接指導、不利益取扱い、情報管理等について解説します。	帯服 中毒マ	単位なし	30
	%ストレスチェックの実施者は医師、保健師のほか一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士とすることが適当とされておりますが、本研修は看護師、精神保健福祉士が実施者となるための一定の研修ではありませんので、ご注意ください。 ※本研修の研修時間は2.5時間(午後2時00分~午後4時30分)です。 (保健師・看護師・人事労務・衛生管理者共通研修)	菅野 由喜子	早世なし	30
1月12日(木)	働く人のメンタルヘルス最前線⑪~法に基づくストレスチェック制度実践編(職			
14:00~16:00	場環境改善活動につなげる健康経営の考え方)~ 事業場内メンタルヘルス推進担当者(保健師・看護師、人事労務担当者等)が、経営トップに説明したり、労働者に研修したりする際に、「使えるネタ」を提供します。 法に基づくストレスチェック制度を実施した後、個人結果に沿った労働者へのフォローアップの方法や、集団分析結果を踏まえた職場環境改善活動時に使えるツールや手法について、解説いたします。また、各種事業場の取り組み事例もご紹介いたします。その他、経済産業省と厚生労働省が、労働者の健康作りに力を入れる「健康経営」に取り組む中小企業を認定する制度「健康経営優良法人制度(仮)」についてもご紹介いたします。本講義を通じ、自社に持ち帰った上で、働く人のメンタルヘルスに関し説明する力が身につけられることを願っております。希望者には当日使用したスライドを差し上げます。※研修の内容は前回開催(平成28年9月15日)とほぼ同内容です。(保健師・看護師・人事労務・衛生管理者共通研修)	「こころの耳」 事務局長 石見 忠士	単位なし	30
1月13日(金)	援助になる!相談面接のコツ			
14:00~16:15	円滑な相談面接のコツやポイントについて、ロールプレイ等をとおして、実感していく機会にしたいと思います。 (保健師・看護師・人事労務・衛生管理者共通研修)	松井 知子 松島 尚子	単位なし	20
1月19日(木)	改正労働安全衛生法を踏まえての今後の職場の受動喫煙対策の上手な進め 方のポイント			
	平成26年の法改正により、労働安全衛生法に「職場の受動喫煙対策の推進」が盛り込まれました。これを踏まえ本研修では、職場の受動喫煙対策の上手な進め方のポイントについて具体的アプローチ方法をご紹介します。 東京オリンピックを間近にひかえ、開催都市の禁煙化が求められている今、受動喫煙を確実に防ぐ効果的な対策について解説いたします。 (保健師・看護師・人事労務・衛生管理者共通研修)	斎藤 照代	単位なし	20
1月20日(金)	「過重労働」による健康障害防止対策と労働安全衛生法			
	大手広告代理店の若手社員の自殺を機に、再び「過重労働」と「過労自殺」が社会的関心を呼んでいます。この企業は、過去にも同様事案を発生させ社会的問題になっていたにもかかわらず、再度同様の事案を発生させてしまいました。労働基準監督署の姿勢も厳しく強制捜査も行われています。 過重労働等を発生させた場合労働基準法と労働安全衛生法で、大きく問題にされるのは、長時間労働(サービス残業含む)と健康障害防止対策の2点です。 労働基準監督署は、調査の際に企業の過重労働による健康障害防止対策や長時間労働防止対策をどう見ているのか。今回は、過重労働による健康障害防止対策、長時間労働防止対策を、法違反の未然防止という観点も併せもう一度考えてみたいと思います。 (保健師・看護師・人事労務・衛生管理者共通研修)	中山 篤	単位なし	30
1月26日(木)	産業保健と法(8)~個人情報~			
	今般のストレスチェック制度の施行により、個人情報の取扱いがより煩雑になったと言われています。実務的な難しい問題が山積していますが、まずは基本に立ち返り、個人情報(健康情報)保護の考え方や構造について見ていきます。(保健師・看護師・人事労務・衛生管理者共通研修)	弁護士 西園寺 直之	単位なし	30
1月27日(金)	新型うつ、適応障害、発達障害、いわゆる「グレーゾーン」とどうつきあうか、育 て直しの職場コミュニケーションを考える			
14:00~16:30	新型うつ、適応障害、発達障害など職場の不適応は軽症化するものの多様化が進んでいる。診断がつくほどではないが(弱い疾病性)、症状が隠れていて本人も周囲も気づきにくいが困っている(強い事例性)ケースに職場はどうつきあっていけばいいのか。コミュニケーションの取り方を変えて「育て直し」ていくことを考えていきます。 (研修の内容は前回開催(平成28年10月28日)と同内容です。) (保健師・看護師・人事労務・衛生管理者共通研修)	廣川 進	単位なし	30

◆人事·労務·衛生管理者研修◆

	テーマ	講師	定員
改正労働	正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について		
び実施事務	成27年12月より施行となりましたストレスチェック制度について、実施者となる保健師等及 実施事務従事者となる人事労務担当者、衛生管理者等を対象にストレスチェック制度の 要、基本的な知識、実施方法、面接指導、不利益取扱い、情報管理等について解説しま		40
※ストレスラ 福祉士とす なるための※本研修の	ストレスチェックの実施者は医師、保健師のほか一定の研修を受けた看護師、精神保健 金士とすることが適当とされておりますが、本研修は看護師、精神保健福祉士が実施者。 るための一定の研修ではありませんので、ご注意ください。 本研修の研修時間は2.5時間(午後2時00分~午後4時30分)です。 ・健師・看護師・人事労務・衛生管理者共通研修)		
	動衛生管理の基礎と事例~事業所におけるセルフケアとラインケア教育の め方について~		
基礎と事例 今回は、二 二部で各企	遊と事例シリーズは受講者の皆様からのアンケートに基づきテーマを設定しています。 回は、二部構成で実施します。一部でテーマの法律面・現場の実務面の説明をします。 邪で各企業における労働衛生教育について「知る、聞く、話す」を基に簡単なセッション リートーク)を行います。	吉田 守	70
職場にお	場における救急体制		
る重点項目ご参加くだる	場における様々な救急処置について注意点を解説するほか、救急体制づくりに必要とな 直点項目を学習することができる研修会です。AED実習がありますので動きやすい服装		10
「化学物	化学物質のリスクアセスメント」の義務化について		
義務化にて個人ばく露象に「化学、 ※本研修の	成28年6月より改正労働安全衛生法により施行された「化学物質のリスクアセスメント」の 客化について、法改正の内容、事業場における対応、コントロールバンディングとは?、 人ばく露濃度測定等を中心に、保健師、看護師、人事労務担当者、衛生管理者等を対 こ「化学物質のリスクアセスメント」について解説します。 本研修の研修時間は2.5時間(午後2時00分~午後4時30分)です。 :健師・看護師・人事労務・衛生管理者共通研修)	市川英一	40
	療と職業生活の両立支援の現場から		
産業保健のこれが これが これが によい が とい が とい が とい が とい が とい が とい が とい が	働く喜びへの伴走〜シリーズ第1回 メンタルヘルス編 業保健の目指すところは「働き続けることで健康になる」ことにあります。 うためには主治医と職場の連携が重要ですが、残念ながらスムースに実施されているとい い難い状況ではないでしょうか。 パタルヘルス不調者の職場復帰に関連してその連携に関する経験が集積されつつありま 場で健康管理に携わった看護師と中小企業における両立支援にかかわった社会保険免 士により、参加者を交えて現場目線の取り組み方を考えます。 記憶師・看護師・人事労務・衛生管理者共通研修)	看護師 菅野 由喜子 社会保険労務士 相岸 純子	40
がんをもつ	んをもつ労働者と職場へのより良い支援のために		
~ 戸景で今回の研修にすることを	→治療と就労のバランスを支えるヒント〜 回の研修では、近年増えているがんをもつ労働者が、治療と就労のバランスをとれるよう することを目指して、どのような支援が望まれるか、どのように支援を進めるかについて、 食討を含めて学びます。	錦戸 典子 佐々木 美奈子 社会保険労務士 本山 恭子	30
職域にお	域における救命救急措置	+	
かが大切で な知識を学 解析ツール た各種AED 学んで頂き	易で従業員が心肺停止状態になった場合、いかに速やかに適切な救命救急措置を行う が大切です。この研修では、職場で人が倒れた場合を想定し、心肺蘇生に関する基礎的 田識を学ぶとともに、人体模型を用いて実際に心肺蘇生法体験を行います。同時に、3D 折ツールにてご自身の心肺蘇生法が適切に機能しているかどうかを測定いたします。ま 各種AEDの使用方法に関する研修も行い、職場で救命救急対応ができる知識とスキルを しで頂きます。 「業医・保健師・看護師・人事労務・衛生管理者共通研修)	日本産業衛生学会職域救急研究会南浩一郎、堀川直人	10
労働衛生	動衛生管理の基礎と事例~ライン管理者が取り組む労働衛生教育への支持	夏	
基礎と事例 今回は、二 二部で各企	動について〜 雄と事例シリーズは受講者の皆様からのアンケートに基づきテーマを設定しています。 回は、二部構成で実施します。一部でテーマの法律面・現場の実務面の説明をします。 邪で各企業における安全衛生委員会と職場巡視について「知る、聞く、話す」を基に簡単 セッション(フリートーク)を行います。	吉田 守	70
メンタルへ	ノタルヘルス不調者に寄り添う仕事③~ストレスチェック時代のセルフケア~		
セルフケア 精神保健福	・レスチェック時代のセルフケアは、より早めの一次予防が求められています。 レフケアを個人の問題とせず、ストレス対処を楽しく実践するコツを紹介します。 申保健福祉士の視点から、職場全体で取り組むセルフケアの考え方を伝授します。 :健師・看護師・人事労務・衛生管理者共通研修)	精神保健福祉士 重山 三香子 古山 善一	40
ストレスチェ セルフケア・ 精神保健福	・レスチェック時代のセルフケアは、より早めの一次予防が求められています。 レフケアを個人の問題とせず、ストレス対処を楽しく実践するコツを紹介します。 申保健福祉士の視点から、職場全体で取り組むセルフケアの考え方を伝授します。	精神保健福祉士 重山 三香子	

1月5日(木)	改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について		
14:00~16:30	平成27年12月より施行となりましたストレスチェック制度について、実施者となる保健師等及び実施事務従事者となる人事労務担当者、衛生管理者等を対象にストレスチェック制度の概要、基本的な知識、実施方法、面接指導、不利益取扱い、情報管理等について解説します。 ※ストレスチェックの実施者は医師、保健師のほか一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士とすることが適当とされておりますが、本研修は看護師、精神保健福祉士が実施者となるための一定の研修ではありませんので、ご注意ください。 ※本研修の研修時間は2.5時間(午後2時00分~午後4時30分)です。(保健師・看護師・人事労務・衛生管理者共通研修)	菅野 由喜子	40
1月11日(水)	労働衛生管理の基礎と事例~メンタルヘルス不調者の早期発見と職場復帰プ		
	ログラムについて〜 基礎と事例シリーズは受講者の皆様からのアンケートに基づきテーマを設定しています。 今回は、二部構成で実施します。一部でテーマの法律面・現場の実務面の説明をします。 二部で各企業における過重労働、長時間労働について「知る、聞く、話す」を基に簡単な セッション(フリートーク)を行います。	吉田 守	70
1月12日(木)	働く人のメンタルヘルス最前線⑪~法に基づくストレスチェック制度実践編(職		
14:00~16:00	場環境改善活動につなげる健康経営の考え方)~ 事業場内メンタルヘルス推進担当者(保健師・看護師、人事労務担当者等)が、経営トップに説明したり、労働者に研修したりする際に、「使えるネタ」を提供します。 法に基づくストレスチェック制度を実施した後、個人結果に沿った労働者へのフォローアップの方法や、集団分析結果を踏まえた職場環境改善活動時に使えるツールや手法について、解説いたします。また、各種事業場の取り組み事例もご紹介いたします。その他、経済産業省と厚生労働省が、労働者の健康作りに力を入れる「健康経営」に取り組む中小企業を認定する制度「健康経営優良法人制度(仮)」についてもご紹介いたします。本講義を通じ、自社に持ち帰った上で、働く人のメンタルヘルスに関し説明する力が身につけられることを願っております。希望者には当日使用したスライドを差し上げます。※研修の内容は前回開催(平成28年9月15日)とほぼ同内容です。(保健師・看護師・人事労務・衛生管理者共通研修)	「こころの耳」事務局 長 石見 忠士	40
1月13日(金)	援助になる!相談面接のコツ		
14:00~16:15	円滑な相談面接のコツやポイントについて、ロールプレイ等をとおして、実感していく機会にしたいと思います。 (保健師・看護師・人事労務・衛生管理者共通研修)	松井 知子 松島 尚子	20
1月19日(木)	改正労働安全衛生法を踏まえての今後の職場の受動喫煙対策の上手な進め 方のポイント		
	平成26年の法改正により、労働安全衛生法に「職場の受動喫煙対策の推進」が盛り込まれました。これを踏まえ本研修では、職場の受動喫煙対策の上手な進め方のポイントについて具体的アプローチ方法をご紹介します。 東京オリンピックを間近にひかえ、開催都市の禁煙化が求められている今、受動喫煙を確実に防ぐ効果的な対策について解説いたします。 (保健師・看護師・人事労務・衛生管理者共通研修)	斎藤 照代	20
1月20日(金)	「過重労働」による健康障害防止対策と労働安全衛生法		
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	大手広告代理店の若手社員の自殺を機に、再び「過重労働」と「過労自殺」が社会的関心を呼んでいます。この企業は、過去にも同様事案を発生させ社会的問題になっていたにもかかわらず、再度同様の事案を発生させてしまいました。労働基準監督署の姿勢も厳しく強制捜査も行われています。過重労働等を発生させた場合労働基準法と労働安全衛生法で、大きく問題にされるのは、長時間労働(サービス残業含む)と健康障害防止対策の2点です。労働基準監督署は、調査の際に企業の過重労働による健康障害防止対策や長時間労働防止対策をどう見ているのか。今回は、過重労働による健康障害防止対策、長時間労働防止対策をとう見ているのか。今回は、過重労働による健康障害防止対策、長時間労働防止対策を、法違反の未然防止という観点も併せもう一度考えてみたいと思います。(保健師・看護師・人事労務・衛生管理者共通研修)	中山篤	40
1月26日(木)	産業保健と法(8)~個人情報~		
14:00~16:00	今般のストレスチェック制度の施行により、個人情報の取扱いがより煩雑になったと言われています。実務的な難しい問題が山積していますが、まずは基本に立ち返り、個人情報(健康情報)保護の考え方や構造について見ていきます。 (保健師・看護師・人事労務・衛生管理者共通研修)	弁護士 西園寺 直之	40
1月27日(金)	新型うつ、適応障害、発達障害、いわゆる「グレーゾーン」とどうつきあうか、育 て直しの職場コミュニケーションを考える		
14:00~16:30	新型うつ、適応障害、発達障害など職場の不適応は軽症化するものの多様化が進んでいる。診断がつくほどではないが、弱い疾病性)、症状が隠れていて本人も周囲も気づきにくいが困っている(強い事例性)ケースに職場はどうつきあっていけばいいのか。コミュニケーションの取り方を変えて「育て直し」でいくことを考えていきます。 (研修の内容は前回開催(平成28年10月28日)と同内容です。) (保健師・看護師・人事労務・衛生管理者共通研修)	廣川 進	40
	NEITHER BIXER ATAM BLETTEANEWIP		